

マイナンバー（個人番号）を確認しましょう



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

■確定申告でマイナンバーの提示や申告書の記載が必要です

令和5年2月の確定申告には、個人番号（マイナンバーカードなど）の提示および申告書への記載が必要となります。ただし、通知カードに記載されている住所や氏名が、住民票と一致しない場合は、使用できません。

交付されたカードはe-Tax（国税電子申告・納税システム）による申告手続にも使用できますので、ご利用の人は、お早めに申請をお願いします。

■マイナンバーカードを作りますか

マイナンバーカードは個人番号が記載された顔写真付きのセキュリティの高いカードです。公的な

身分証明書としても広く活用できます。カード内のICチップには利用者用電子証明書と署名用電子証明書が搭載され、e-Taxなどの文書の提出を伴う電子申請などに利用できます。

マイナンバーカードの発行を希望する人は、初回無料で申請できます。申請から2カ月ほどでカードが完成し、町住民生活課窓口での本人確認後、直接交付となります。

●カード申請サポート実施中

現在、町住民生活課窓口では職員が無料で顔写真を撮影するなど、マイナンバーカードの申請サポートを行っています。事前予約制の休日・夜間窓口も実施していますのでご利用ください。

また、マイナポイント付与対象となるマイナンバーカードの申請期限は12月末日です。お早めに申請をお願いします。

マイナンバーカードの申請方法やマイナポイントの手続き方法などの詳細は、町住民生活課までお尋ねください。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096-234-1113
(内線101)

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線104)

年末年始のごみ収集・し尿くみ取り計画【12月26日（月）～1月6日（金）】

●家庭ごみ収集

	収集地区	収集日	クリーンセンターへの直接持ち込み
年末	星の川団地、立岩団地、竜野地区（上早川五区・あゆの里緑川団地を除く）、乙女地区、白旗地区	12月26日（月） 12月29日（木）	・通常持込期限 12月29日（木） ・通常持込時間 午前9時～午後4時30分 ・持込料 100円/10kg ※個人の持込可 ※時間厳守
	宮内地区、甲佐地区（星の川団地・立岩団地を除く）、上早川五区、あゆの里緑川団地	12月27日（火） 12月30日（金）	
年始	星の川団地、立岩団地・竜野地区（上早川五区・あゆの里緑川団地を除く）、乙女地区、白旗地区	1月5日（木）から	1月4日（水）から通常持込可
	宮内地区、甲佐地区（星の川団地・立岩団地を除く）、上早川五区、あゆの里緑川団地	1月6日（金）から	

▶お問い合わせ先 御船町甲佐町衛生施設組合（クリーンセンター） ☎096-282-0688

●し尿くみ取り

	収集地区	くみ取り日	備考
年末	全地区	12月28日（水）まで	年末は非常に混み合いますので、12月23日（金）までに申し込みください。
年始	全地区	1月4日（水）から	通常受け入れ可

▶お申し込み・お問い合わせ先

- 宮内地区、甲佐地区（東寒野区・西寒野区・上豊内区の一部、星の川団地①）、竜野地区、乙女地区、白旗地区（有）甲佐衛生社 ☎096-234-1217
- 甲佐地区（東寒野区・西寒野区・上豊内区の一部を除く、星の川団地②）米村衛生（有） ☎096-234-0308

町環境衛生課 ☎096-234-1169

国民年金

社会保険料控除を受けるには控除証明書が必要



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

■納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、その年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

社会保険料控除の対象となるのは、令和4年1月から12月までに納付した保険料の全額で、過去の年度分や追納分も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

■社会保険料控除証明書は確定申告に必要です

令和4年中に納付した保険料について社会保険料控除を受けるた

めには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

令和4年1月1日から9月30日までの間に保険料を納付された人には、11月中旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

令和4年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて保険料を納付された人に対しては、控除証明書が翌年の2月上旬に送付されます。

控除証明書についてのご照会は、控除証明書のはぎに表示されている日本年金機構の電話番号にお問い合わせください。

■保険料は期限内に納付を

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

096-367-2503

国民健康保険

■国民健康保険資格の適正な適用にご協力をお願いします

町では、毎年12月を「国民健康保険制度適用適正化月間」とし、国民健康保険の資格の適正な管理と業務の効率化を図ることなどを目的として、社会保険などの適用対策の推進に努めています。

■国民健康保険の加入や脱退に関する届け出をお忘れなく

国民健康保険は、74歳までの社会保険（職場の健康保険で共済・船員保険も含む）の被保険者およびその被扶養者を除くすべての人に加入していただく制度です。

社会保険を脱退または加入など資格の変更があった場合は、町住民生活課へ届け出をお願いします。

■国民健康保険への届け出が必要な手続き

●国民健康保険への加入届

社会保険を脱退した場合に届け出が必要です。

▼手続きに必要なもの

離職票や資格喪失証明書などの社会保険を脱退した証明書、マイナンバーが分かるもの

●国民健康保険の脱退届

社会保険に加入した場合に届け出が必要です。

▼手続きに必要なもの

社会保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、マイナンバーが分かるもの

■社会保険の被扶養者になれる場合がありますのでご確認を

同じ世帯に社会保険の被保険者がいる場合、その保険の被扶養者として認定されることがあります。扶養認定できるかはお勤め先にご相談ください。

■所得の申告はお済みですか

国民健康保険税の軽減判定などに必要ですので、国民健康保険の加入者で所得の申告がお済みでない人はご相談ください。

12月は国民健康保険制度適用適正化月間



国保に関する届け出は町住民生活課まで

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線104) 熊本東年金事務所 ☎096-367-2503

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線108)